

大田市告示第90号

地籍調査の実施の告示

国土調査促進特別措置法（昭和37年法律第143号）第4条の規定により適用される国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づいて、島根県知事が令和5年度における地籍調査に関する事業計画を定めたので、同法第7条の規定により次のとおり告示する。

令和5年5月15日

大田市長 楫野弘和

1 調査を実施する者の名称

大田市

2 調査地域

久手⑪、大田⑬

3 調査期間

令和5年5月15日から令和6年3月31日まで